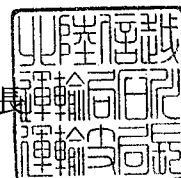




石運整第52号の2
令和元年6月17日の2

一般乗合旅客自動車運送事業者 各位
一般貸切旅客自動車運送事業者 各位
特定旅客自動車運送事業者(バスを所有する事業者に限る) 各位

石川運輸支局長



バスの走行時における安全運行の徹底について

本年6月6日、茨城県において、乗合バスが乗降口の扉を閉じずに走行する事案が発生いたしました。その他、今年に入り全国で同様の事案が2件発生したことを把握しております。

今後同様の事案が発生することのないよう、下記について周知徹底をお願い致します。

記

1. 事業者は、「運転者は乗降口の扉を閉じた後でなければ発車してはならない」ことを運転者に対し改めて指導徹底すること。
なお、乗降口の扉を閉じた後でなければ走行装置に動力を伝達することができない構造の解除装置を備えたバス車両を運行する事業者にあつては、運転者に対し当該バス車両を運行の用に供する際には、当該解除装置が作動していないことを確認することを改めて指導徹底すること。
2. 乗降口の扉を閉じた後でなければ走行装置に動力を伝達することができない構造を備えたバス車両について、当該機能が作動することを改めて点検・確認すること。